

鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会 川俣ダム部会 規約

第1条 名称

本会は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会・川俣ダム部会（以下「川俣ダム部会」という）と称する。

第2条 目的

川俣ダム部会は、川俣ダム建設事業によって出現したダム空間であるダム堤体周辺および川俣湖において、豊かな自然環境の保全および良好な水質を確保しつつ、ダム空間を安全に利用して水源地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、川俣ダム部会は、鬼怒川上流ダム群水源地域ビジョン推進協議会（以下「上部組織」という）の下部組織として位置づける。

第3条 協議事項

川俣ダム部会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について協議するものとする。

- （１）川俣ダム空間の利活用に関する情報交換及び連絡調整
- （２）川俣湖の水面利用ルールの策定、変更
- （３）川俣ダム堤体周辺の利活用に関する検討
- （４）自然環境及び生態系の保全に関する情報交換及び連絡調整
- （５）利用者の安全に関する情報交換及び連絡調整
- （６）水源地域の振興と活性化を図る利用方策の構築
- （７）その他目的を達成するために必要な事項

第4条 組織

川俣ダム部会は、川俣湖の地域を担当する関係機関、関係団体及び、地元関係者の代表者（以下「委員」という）をもって組織する。（別紙）

- ２．委員は川俣ダム部会の承認を得て選任、退任することができる。

第5条 役員の構成

川俣ダム部会は、次の役員を置くものとする。

- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |

第6条 役員の選任

会長は、上部組織の規約第8条を踏まえ、上部組織の副会長が担うものとする。

- ２．副会長は、委員の互選により選出する。

第7条 役員の職務

会長は、川俣ダム部会を代表し、会務を総理する

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 事務局

川俣ダム部会の運営に関する事務を行うため、鬼怒川ダム統合管理事務所調査課内に事務局を置く。

2. 日光市は、事務局を補佐するものとする。

第9条 川俣ダム部会の会議開催

川俣ダム部会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、会長が議長を勤める。

2. 会議は、原則として年1回これを開催するものとし、第3条に定める事項及び、次年度の川俣ダム空間の利用予定の確認等について協議を行うものとする。

なお、第3条に定める事項について特別に川俣ダム部会で協議する事項が無い場合は、次年度の川俣ダム空間の利用予定を書面にて各委員に送付し、川俣ダム部会の開催を省略することができる。なお、委員から協議の必要性が求められた場合は川俣ダム部会を開催する。

3. 会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。

第10条 会議の運営等

会議は、川俣ダム部会を構成する者の過半数の出席が無ければ開催することができない。

2. 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ事務局に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3. 委員は、都合により会議を欠席する場合、会長あてに委任状を提出することができることとし、あらかじめ事務局に委任状を提出することにより、当該委員の出席とみなす。

4. 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第11条 雑則

この規約に定めるものの他、川俣ダム部会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

第12条 付則

この規約は、令和2年11月30日より施行する。

別紙

委員名簿

組織・所属各称			役員
1	地元関係者	川俣自治会 会長	
2		川俣温泉自治会 会長	
3	関係団体	(一社)日光市観光協会 湯西川・川俣・奥鬼怒支部 支部長	
4		奥鬼怒・川俣温泉旅館組合 組合長	
5		川俣湖漁業協同組合 組合長	
6	関係機関	今市警察署 署長	
7		日光市消防本部藤原消防署 署長	
8		栃木県水産試験場 場長	
9		日光市地域振興部 部長	副会長
10		日光市栗山行政センター 所長	
11		日光市観光経済部 部長	
12		栃木県県土整備部砂防水資源課 課長	
13		栃木県日光土木事務所 所長	
14		環境省日光国立公園管理事務所 所長	
15		国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 所長	会長